

公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札公告(物品調達)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札（物品調達）実施要綱第2条の規定により公告する。

令和7年9月18日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤 了

1 入札の方法

本物品調達は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を紙入札方式により行う。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県物品の製造の請負、買い入れ等に係る競争入札参加等に関する要綱（以下「入札参加資格要綱」という。）第11条第1項に基づく入札参加資格者の決定の取り消し又は同条第3項に基づく資格効力の停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事更生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 都道府県税の滞納がないこと。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (6) 主たる営業所又は営業所等の所在地は、発注概要書に記載のとおりである。
- (7) その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりである。

3 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

公益社団法人秋田県農業公社ホームページからのダウンロードによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に郵送又は持ち込みにより1部提出すること。FAX、メールでの提出も可とするが、入札時に正規書類を提出のこと。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者についての確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 契約条項を示す場所等

①本物品調達に係る実施要綱、仕様書、契約書案、入札心得、の閲覧は、公益社団法人秋田県農業公社ホームページ上による。

②閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金

免除する。

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) その他

開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

ただし、発注概要書に「入札参加者が1者であった場合は、公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札(物品調達)実施要綱第10条第3項の規定にかかわらず入札の執行を取り止める。」旨の記載がある場合は、この限りではない。

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1) の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

(3) (2) によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

(6) (5) の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)

の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

- （7）落札者となった者は、都道府県に納付（納入）すべき税に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）入札参加資格がないことが確認された者がした入札
- （2）開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- （3）同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- （4）同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- （5）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- （6）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- （7）委任状を持参しない代理人のした入札
- （8）記名押印を欠く入札
- （9）入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- （10）見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ①提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - ②件名及びその他記載内容に不備があるもの
- （11）上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 その他

- （1）入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- （2）入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- （3）納入期限は、事情により変更することがある。
- （4）落札決定通知日は事情により変更することがある。
- （5）落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさな

いこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

- (6) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県農業公社条件付き一般競争入札(物品調達)実施要綱の定めるところによる。